

料金減免制度

漏水などで使用量が異常に増えた時は料金を軽減する制度があります。

■減免は次のような場合、対象となります。

1. 宅内の配管で地下埋設管からの漏水
2. 壁の中の配管からの漏水
3. 1. 2以外の目で見えない箇所からの漏水

★減免申請はいずれも指定給水装置工事事業者による修理記録が必要です。申請は所定の様式に記入し、4枚以上の写真（着工前・漏水箇所・修理状況・着工後）を水道部に提出してください。詳しくは指定給水装置工事事業者、または水道部業務課にお問合せください。

★火事や地震等で被災した場合も減免の対象となることがあります。水道部業務課までお問合せください。

■次の場合は減免の対象にならないので注意してください。

1. 露出配管、受水槽、ボールタップ、給湯器等器具からの漏水
2. 指定給水装置工事事業者で修理しなかった時(※1)
3. 漏水しているのにもかかわらず長期間(※2)放置した時

※1 配管の補修は法により指定給水装置工事事業者でなければできません。

※2 次の検針までの2ヶ月間

■料金の軽減は所定の算定方式で計算します。

漏水量のおおよそ1/2の水量を次の検針から差し引きします。漏水量やケースによって異なりますので、詳しくは水道部業務課までお問合せください。



給水装置（メーター、給水管等）は、各家庭で皆様に管理していただくものです。日々の管理をお願いします。